

# 請願趣旨

私は「未来をぼくらの手で」の富井篤弥(県立牛久栄進高等学校在学中)と申します。

今回、私達は、つくば市議会の陳情の取り扱いについて改善していただきたいところがあり、請願を、提出させていただきました。

私達はこれまで、二つの陳情を市議会に提出してきました。初めて陳情を提出した時は、「これで僕らの思いが届くんだ！」と陳情という市民の行政に対する意思表示の方法について、大変素晴らしいものだと感じました。しかし「何故、審議の対象にしないのだろう。」という疑問が残りました。私は、陳情が法的に保障されているものではない事を知り、その時は「他の自治体でも、陳情はつくば市と同じように扱っているのだろう。」と思い納得しました。ですが今年の夏に江東区に行った時に、江東区の区議会便りを見て私は驚きました。陳情も請願と同等に扱っていたのです。このような出来事があり、陳情について詳しく調べてみることにしました。私達は、陳情の歴史や、各自治体の陳情の取り扱いについてなど、広範囲にわたる調査を行いました。その結果、陳情について色々とする事が出来ましたが、同時につくば市の陳情の取り扱いについて、他の自治体と比べて「住民自治」という点から見て、残念ながらかなり遅れをとっていることが分かりました。

下の二つの図をご覧ください。図1は、陳情の扱い方の違いを表したもので、図2は、茨城県の各自治体の陳情と請願の取り扱いについて分かりやすくまとめたものです。

## 陳情の取り扱い

- ・受理された請願や陳情は原則、所管の委員会に審査を付託する。(小美玉市、鎌倉市など)
- ・内容を説明した陳情は、審議の対象とする。(那珂市など)
- ・議会運営委員会で審査の必要のある陳情については委員会に審査を付託する。(行方市、守谷市など)
- ・陳情は全議員に配布し、なお、関係する委員会等で必要と認めるものについては、議員発議により提案する。(つくばみらい市など)
- ・陳情について常任委員会で意見交換を行うが議会としての結論は出さない。(春日部市など)
- ・陳情は審議の対象外だが、原則として全議員に配布する。(つくば市、結城市、川越市など)

図1

## 茨城県の各自治体の陳情・請願の取り扱い

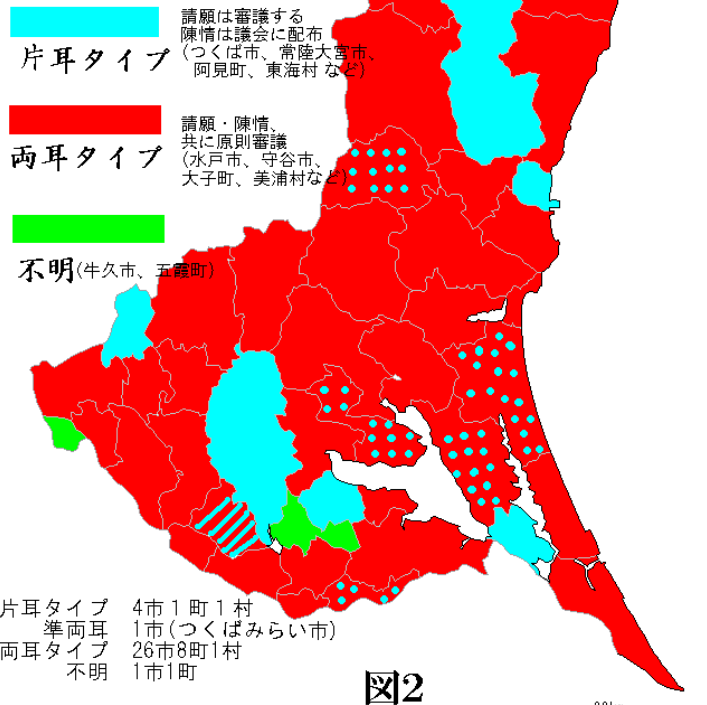


図2

20km

つくば市は、図1から、陳情を軽視しているように読み取れます。また図2より、現在多くの自治体が、原則として陳情も請願と同等に扱っているようです。人口規模に関係なく、人口の多い大都市(仙台市、千葉市、浜松市、大阪市、神戸市など)に於いても陳情を請願とほぼ同等に扱っており、市民の意見を積極的に聞く姿勢が出来ています。

つくば市の「提出された陳情は、議場に配付し議会に報告します。(つくば市ホームページより)」といった様な立場は、少数派なのです。

以上のことにより、現在のつくば市は、陳情が私達、市民の意見を受け入れ審議する手段としての役割を十分に果たせていないと思います。  
 よって私達は、つくば市の陳情の取り扱いについて、  
 次のような改善をお願い申し上げます。

「受理された陳情については、貴議会の開催に先立って開かれる  
 議会運営委員会で陳情の内容について協議したのち、審査が必要であると  
 判断したものについては、委員会に付託し、結論を出す。」というものです。  
 下の図3については、上の事について分かりやすくまとめたものです。

### つくば市の陳情の取り扱いについての改善案

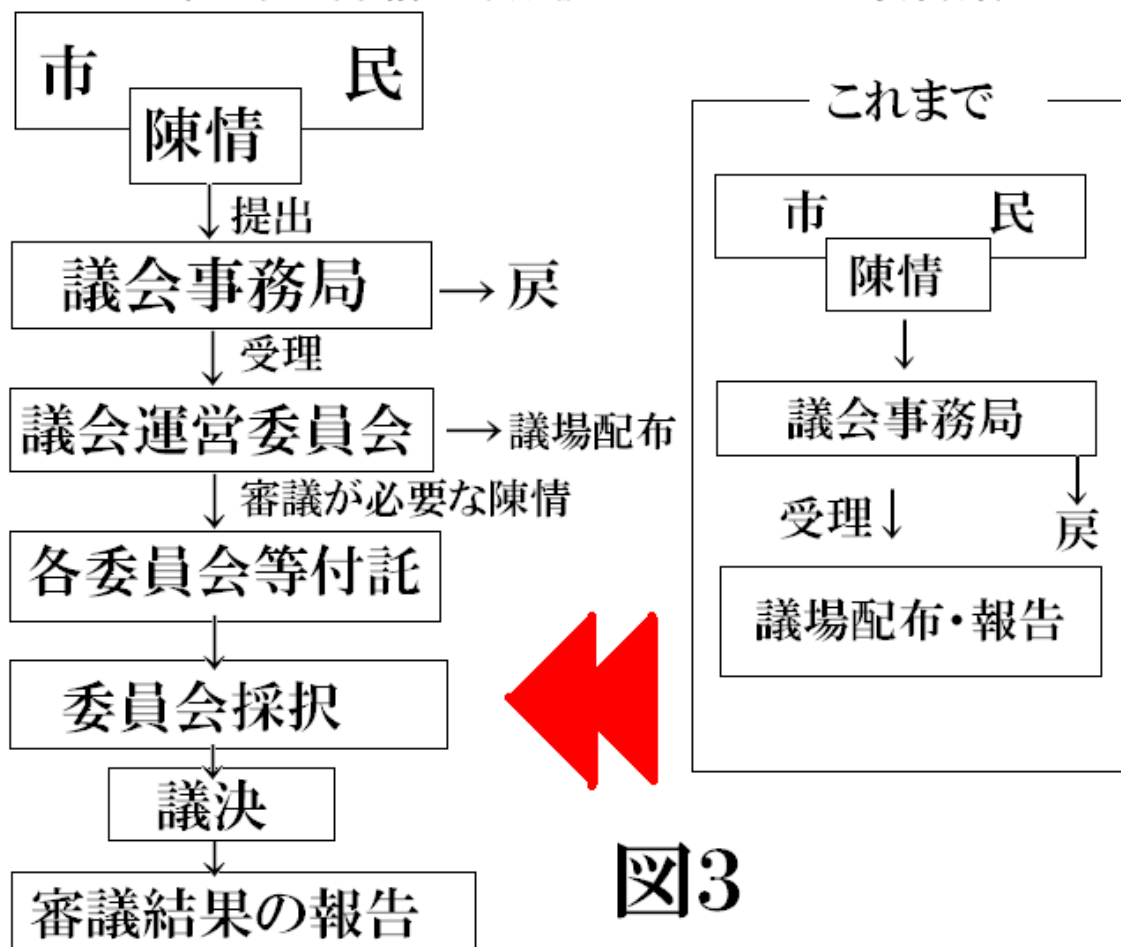


図3

陳情の取り扱いをこのように改善すれば、以下の様なメリットがあります。

- 1、市民の意見が市政やまちづくりに反映されやすくなる。
- 2、市議会議員中心の議会から、市民と市議会議員の議会となる。
- 3、審議されやすい陳情になることで、市民の市政参加が活発化する。
- 4、市政への関心が高まる。
- 5、住民自治が進む。

わたしたち市民の意見を尊重し、住みよいつくばをつくる為にも、陳情の取り扱いを改善していただきますよう、よろしく申し上げます。

・陳情事項

つくば市議会の陳情の取り扱いについて「受理された陳情について、議会運営委員会で、陳情の内容について協議したのち、審査が必要であるものについては、委員会に付託し議会としての結論を出す。」といったかたちに改善することを陳情します